

陳情第 1 1 3 号	受理年月日	平成 3 0 年 1 1 月 1 6 日
付託委員会	建設建築委員会	
件 名	自転車条例の制定について	
<p>要 旨</p> <p>歩道は歩行者が安心して安全に歩けなければならない。</p> <p>しかし、その歩道は暴走自転車が我が物顔で走っており、歩行者にとってはかなり危険である。</p> <p>私は目が見えにくくなり、白杖を持ち、点字ブロック上を歩き始めた途端に自転車にぶつかるようになった。歩道への不法駐輪、点字ブロック上への駐輪も、目の不自由な者にとっては非常に危険である。</p> <p>暴走自転車を規制するためには、自転車条例を制定するしかないと、市に要請文を送ったが、全国でそのような例がなく、市の管轄ではないとの回答だった。</p> <p>暴走自転車の事故はほとんどが当て逃げで、警察や行政には報告されていないのが実情である。</p> <p>警察にも相談に行き、暴走自転車の取り締まりをお願いしたが、取り締まる法律がないので、行政が自転車条例を制定すれば、それに基づき取り締まりを開始するとのことだった。</p> <p>医療センター前の歩道の歩行者の安全を守るためには、U字パイプを交互に5メートル間隔で立て、押し歩きしかできないようにすれば、暴走自転車をとめることができ、車の路上駐車も解消できると思われる。</p> <p>安全・安心のまちづくりをするのであれば、まずは歩行者が安全に安心して歩道を歩けるようにするところから始めるべきである。</p> <p>ついては、歩行者の身を守るため、また、まちの景観を守るため、自転車条例を審議し、制定していただきたい。</p>		